

議 会 運 営 委 員 会

令和6年12月5日(木)

個人一般質問終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、小林財政課長、森井総務管理係長

〔事務局〕下間局長、松井次長、大下庶務係長

議 題

1 令和6年12月浜田市議会定例会議について

(1) 追加付議事件及び付託案について

資料 1-1、1-2

(2) その他

2 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応について

資料 2-1、2-2

3 浜田市議会会議規則及び浜田市議会委員会条例における欠席事由の運用に係る

申し合わせ事項について

資料 3-1、3-2

4 その他

令和 6 年 12 月浜田市議会定例会議 付議事件（追加分）

議案等（8 件）

〔条例関係 3 件、補正予算 5 件〕

議案第 78 号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 79 号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 80 号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 81 号 令和 6 年度浜田市一般会計補正予算(第 6 号)

議案第 82 号 令和 6 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 83 号 令和 6 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

議案第 84 号 令和 6 年度浜田市水道事業会計補正予算(第 2 号)

議案第 85 号 令和 6 年度浜田市下水道事業会計補正予算(第 2 号)

報告（1 件）

報告第 24 号 専決処分の報告について(事故の損害賠償の額の決定)

令和6年12月浜田市議会定例会議 追加付託先等一覧（案）

【市長提出議案の付託件数内訳】

総務文教委員会 3件、予算決算委員会 5件

市長提出議案等（議案8件）

議案等番号	件名	付託先等
議案第78号	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第79号	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第80号	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第81号	令和6年度浜田市一般会計補正予算(第6号)	予算決算委員会
議案第82号	令和6年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	〃
議案第83号	令和6年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃
議案第84号	令和6年度浜田市水道事業会計補正予算(第2号)	〃
議案第85号	令和6年度浜田市下水道事業会計補正予算(第2号)	〃

市長報告事件（1件）

報告等番号	件名
報告第24号	専決処分の報告について(事故の損害賠償の額の決定)

令和6年11月19日

総務文教委員長 芦谷英夫様
福祉環境委員長 三浦大紀様
産業建設委員長 川上幾雄様
議会運営委員長 柳楽真智子様

浜田市議会議長 笹田卓



ぎかいポストに寄せられた意見等への対応協議について

ぎかいポストに寄せられた意見について、別添意見等一覧表を提供いたします。

お忙しいところ恐縮ですが、貴委員会にて議会としての対応をご協議いただき、協議経過及び結果を令和6年12月12日（木）15時までにご報告くださいますようお願いいたします。

報告いただいた内容は、はまだ議会だより Vol.76（令和7年2月1日発行予定）に掲載予定です。

ぎかいポストに寄せられた意見等対応報告

議会運営委員会

意見	対応経過及び結果
議員さんのお金をアップさせて下さい	

ぎかいポストに寄せられた意見等対応報告

正副委員長回答案

議会運営委員会

意見	対応経過及び結果
議員さんのお金をアップさせて下さい	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>議員報酬につきましては、市長の諮問機関である「浜田市特別職報酬等審議会」において審議することとなっております。</p> <p>なお、今年度からは審議会の答申により、これまで年間10万円だった政務活動費を24万円に増額し、これにより、さらに各議員が調査・研究活動に積極的に取組み、政策提案等に活用しているところです。</p> <p>引き続き、議会や議員の活動の見える化に努め、活動してまいります。</p>

ぎかいポストに寄せられた意見等対応報告

(参考) 令和5年9月1日発行 (VOL.70) で出た意見の対応

議会運営委員会

意見	対応経過及び結果
議員は大変です。報酬アップしてあげてください。	労いのお言葉をありがとうございます。浜田市議会基本条例第24条に「議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点のほか、市政の現状及び問題、将来の予測及び展望等を考慮するものとする。」と定め、このような視点を持って検討することとしております。また、市長の諮問機関である「浜田市特別職報酬等審議会」において審議することとなっております。

浜田市議会会議規則及び浜田市議会委員会条例における欠席事由の運用に係る
申し合わせ事項について

令和3年2月：女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、欠席事由や出産に伴う欠席期間の範囲の明文化等について標準会議規則が改正

令和3年3月：浜田市議会においては、下記のとおり改正済み

◆浜田市議会会議規則

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができない場合には、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。

2 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

◆浜田市議会委員会条例

（欠席、遅刻又は早退の届出）

第14条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができない場合には、その事情がなくなった後、速やかに委員長に届け出るものとする。

2 委員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。

全議M1第10号
令和3年2月12日

市議会議長各位

全国市議会議長会
会長 野尻哲雄

標準市議会会議規則の一部改正について

去る2月3日に書面開催いたしました第222回理事会・第111回評議員会合同会議においてご了承いただきました標準市議会会議規則の一部改正について、別添のとおり通知いたします。

今回の改正は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行ったものです。

各市議会におかれましては、改正の趣旨をご理解の上、早期の市議会会議規則の改正について適切にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、今回の欠席事由に係る改正は、平成27年の改正により本会議及び委員会の欠席事由として「出産」が明文化されたこと等を踏まえて行われたものであることに鑑み、会議規則において「出産」を欠席事由として明文化されていない市議会におかれましては、今回の標準市議会会議規則の改正を機に、その明文化について改めてご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、欠席事由に係る会議規則の改正に止まらず、議員活動と家庭生活との両立支援など住民が議員活動をしやすい環境づくりは、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促す環境整備の一環として重要なことだと存じます。

いくつかの市議会では、女性模擬議会の開催やハラスメント防止研修などに取り組まれているところですが、各市議会におかれましては、それぞれの市の実情を踏まえ、男女を問わず議員活動をしやすい環境づくりへの取組について、適切な配慮をいただきますようお願い申し上げます。

本会といたしましても、引き続き、このような取組に対する地方財政措置の拡充を要望して参ります。

全国市議会議長会

企画議事部 本橋・篠田・内田

TEL : 03 - 3262 - 2303

FAX : 03 - 3263 - 5751

標準市議会会議規則の改正について（欠席の届出関係）

改正の理由

令和2年12月25日、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、地方議会議員の本会議や委員会への欠席事由として標準会議規則において明文化されている出産について、産前・産後の期間にも配慮した規定とするよう、政府から本会はじめ三議長会に要請することとされた。併せて、育児や介護等についても、欠席事由として同規則への明文化を要請することとされた。12月23日には、担当大臣はじめ政府与党から本会の会長に要請がなされた。

それ以前にも、「第32次地方制度調査会の答申（令和2年6月）や「地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書」（令和2年9月）において、女性をはじめとする多様な住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、標準会議規則に産前、産後、育児、介護等を明文化すべきとの指摘がなされていたところである。

本会ではこれまでも、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進することが議員のなり手の確保にもつながるとの観点から、政府において必要な環境整備等を図ることを求めてきた経緯がある。基本計画の記載は、本会要望の趣旨と軌を一にするものであり、政府与党からの要請を受け止め、これに沿った対応を図ることが適当である。

このような基本的考え方に立って、標準市議会会議規則第2条及び第91条を以下のとおり改正する。

新	旧
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>

改正の考え方について

1. 女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備の一環として、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、すでに規定されている「出産」に加え、「育児」「看護」「介護」及び「配偶者の出産補助」を具体的に例示として明文化するものである。

「看護」「介護」等については、高齢化と世帯の縮小が進む中、男女、年齢を問わず必要となる事由と考える。

出産については、医学的な知見を踏まえ、出産に伴う欠席期間の範囲を明文化することが適当と考えられ*、この点において他の欠席事由とは異なる事情を有することに鑑み、これまで通り第2項に規定することとする。

*産前産後の期間における母体の健康維持・回復に必要な期間について、配慮する必要。
(厚生省「母性保護に係る専門家会議報告書」(平成8年10月)参照)

なお、「配偶者の出産補助」については、「看護」「介護」に準じる事由と理解できること、加えて、令和2年12月15日閣議決定の「全世代型社会保障の方針」において、妻の出産直後の育児休業の取得を促進する新たな枠組みを導入するとされ、令和3年の通常国会に必要な法案の提出を図るとされていることなどを踏まえたものである。

2. 上記の改正に併せて、規定の整備を行う。現行標準会議規則では、「出産」以外の具体の欠席事由を明文化せず、本会議や委員会に出席できない事由を一括して「事故」と総称してきたが、法令上の「事故」*概念と一般社会における「事故」概念に隔たりがあり、「事故」という言葉の使用に違和感があるという意見も多い。

このため、参議院規則や他の議長会の標準会議規則との整合性にも配慮しつつ一般的に欠席がやむを得ないと想定し得る代表的な事由として、「公務」「疾病」を例示するとともに、「事故」を「その他のやむを得ない事由」に改める。

*使用例として、地方自治法第106条では、議長の職務遂行が困難な事由を「事故」としている。

参考 標準都道府県議会会議規則(令和3年1月27日改正)

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

参考 衆議院規則

第185条 議員が事故のため出席できなかったときは、その理由を附し欠席届を議長に提出しなければならない。

- 2 議員が出産のため議院に出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に提出することができる。

参考 参議院規則

第187条 第1項 略

- 2 公務、疾病、出産その他一時的な事故によって議院に出席することができないときは、その理由を記した欠席届を議長に提出しなければならない。

改正後の運用等について

1. 欠席事由等について

- (1) 「公務」については、議会の開会中、会議を欠席しても、議員派遣（地方自治法第100条第13項）や委員派遣（標準市議会会議規則第106条）、広域連合や一部事務組合の議会への出席、議会代表としての正副議長による会議等への出席などが必要とされる事態を想定している。

具体的にどのような事態がこれに該当するかについては、本会議や委員会より優先せざるを得ない状況か否かを事案ごとに判断することになる。

なお、議員派遣・委員派遣の議決により欠席届の提出を不要と解せるため、「公務」を加えることは必要ないという意見もあったが、議員派遣・委員派遣の手續と欠席届の手續は別目的のものであること、参議院規則でも議員派遣・委員派遣を含む「公務」を欠席事由として設けており、規則上、「公務」による欠席届を提出しなければならないとされていることから定めたものである。
- (2) 「疾病」については、病気による欠席のほか、怪我による欠席も含まれると解している。なお、同様の規定を設けている参議院規則においては、怪我の場合も疾病としての欠席届を受理する解釈・運用がなされている。
- (3) 「育児」「看護」「介護」については、主として議員の家族に対する「育児」「看護」「介護」の必要性が生じた場合を想定しているが、家族関係や居住形態の多様化により、地域ごとにその考えが異なる場合も予想されるため、必ずしも家族だけに限定せず、その範囲は地域の実情を踏まえて判断することが適当である。

実際に欠席届があった場合、その欠席事由がやむを得ないものとして議員の会議出席義務に優先するものか、各地方公共団体の職員に対する規則なども参考に、具体の事例に即して、個別に判断されることになる。
- (4) 「疾病」「育児」「看護」「介護」を通じて、それぞれを欠席事由とする場合の欠席日数についても、対象者の状態により異なるため、それぞれの事由に対する欠席期間を一律に提示することが困難である。

事由が生じた都度、議長等が既定の手續に従い、その欠席日数がやむを得ないものとして議員の会議出席義務に優先して必要とされるか、具体の事例に即して個別に判断されることになる。この点については、(3)と同様である。
- (5) 「配偶者の出産補助」については、議員の配偶者が出産する際の入退院、出産等の付添などにより欠席する場合を想定している。
- (6) 「その他のやむを得ない事由」については、上記の事由以外で欠席する場合であるが、どのような事由が「やむを得ない事由」に該当するかは、過去の市議会における事例などを参考に、各市議会が個別に判断することになる。

なお、今回の改正は、女性はじめ多様な人材の議会への参画を促す環境整備の観点から行ったものであり、「忌引き」や「災害」は例示として挙げていないが、各市の実状に応じてこれらを例示として規定することは差し支えないものと考えられる。
- (7) 欠席に関する届出の方法や書類（ex 医師の診断書など）添付の必要性、「育児」「看護」「介護」を欠席事由とする場合の対象者や欠席期間についての考え方など、欠席に関する具体的な手續において必要となる事項については、これらに係る法律（育児・介護休業法）や各地方公共団体の職員に対する規則などを参考に、各市議会において要綱や規程の制定で対応することが考えられる。

また、欠席届の提出時期については、出産については、予定日があらかじめ判明することから、「あらかじめ」と規定したものであるが、その他の事由についても事由の内容や状況により、あらかじめ判明する場合もあることから、「あらかじめ」という規定がないことをもって事前の提出ができないとする趣旨ではない。従来からの運用に基づいて対応することになる。

2. 産前産後の欠席期間の運用について

会議規則第2条第2項の規定は、出産を予定している女性議員が、出産のために欠席するとき、産前6週、産後8週を欠席期間の上限として設けたものであるため、本人の意思によりこの期間未満の範囲を定めて欠席することも可能と解する。

また、議員の住民代表としての職責を考慮し、議員の意思による産前産後の会議への出席を可能とするため、産前産後の期間を連続して取得する場合だけでなく、分割して取得することも可能と解する。

産前6週産後8週の欠席期間については、医学的な知見を踏まえ、母体の健康維持・回復に必要な期間として設けたものである。

具体的な運用については、例えば、出産が予定日より遅れ、産前の欠席期間の6週間を超えた場合は、再度、欠席届を提出し当該超えた期間についても産前休暇として扱うことができると考える。しかし、出産が予定日より早く、例えば5週間で出産した場合、残りの1週間を産後の8週間に繰り越す(合計で産後9週間)ことはできないと考える。

標準市議会会議規則の考えは以上であるが、各市議会の判断で、例えば当該市の職員に対する該当規則に準じて産前産後とも8週とすることが、必ずしも否定される訳ではないと考える。

なお、欠席の届出方法や医師の診断書添付の要不要など具体的な手続等については、各市議会において、要綱や規程であらかじめ定めておくことが望ましいと考えており、本会としても今後、これらの制定状況に関する調査の実施を予定している。

3. 欠席期間中の議員活動について

いずれの欠席事由にせよ、欠席期間中の行為が、それぞれの欠席事由の趣旨に照らし、市民の議会に対する批判を招き、また、議会に対する信頼を損なうことがあってはならない。

とりわけ、長期に及ぶ産前産後の欠席期間を設ける趣旨は、女性議員が安心して出産し、産後の健康を母子ともに保持できる環境を整備することにある。したがって、産前産後の欠席期間中の議員活動やその他の行為は、その趣旨に沿ったものであることが求められる。例えば、本会議を欠席する一方、現地視察、所属政党の会議や後援会活動への参加、街頭演説などを行うことは、欠席に係る制度の必要性や信頼性を損ねることにつながりかねないため、欠席期間中の活動や行為については、その必要性等を十分吟味するとともに市民の批判を招くものとならないか深慮して慎重に対処する必要がある。

4. 産前産後の欠席期間中の議員報酬について

議員の報酬の額及びその支給方法は、条例で定めることになっている(地方自治法第203条第4項)。今回の規則改正とその運用に伴い、既に長期欠席議員の報酬減額条例を制定している市議会などにおいては、出産に伴う長期欠席を議員報酬の減額対象に追加するか否かについて、議論が提起される可能性があることに留意する必要がある。

なお、既に出産に伴う長期欠席を議員報酬の減額対象から除外している市議会もあるため、本会としても今後、これに関する詳細な調査を行うことにしている。

浜田市議会会議規則及び浜田市議会委員会条例における
欠席等の事由の運用に係る申し合わせ事項

この申し合わせは、浜田市議会会議規則第2条及び浜田市議会委員会条例第14条に規定する会議及び委員会（以下「会議等」という。）の欠席、遅刻又は早退（以下「欠席等」という。）の事由やその期間中の運用等について明確化し、適切に運用することを目的として行う。

1 欠席等の事由について

(1)「公務」のための欠席等とは、議員として派遣又は出席が必要な業務による欠席等をいう。

ただし、具体的にどのような事例が該当するか、議員の会議等への出席義務に優先するものかどうかは、個別に判断する。

【想定される事例】

- ・議員派遣（会議規則第84条）、委員派遣（委員会条例第35条）
- ・一部事務組合の議会への出席
- ・議会代表としての正副議長による会議等への出席
- ・議長が各議長会や国等の会議出席のための出張
等で、会議等を欠席等してでも、派遣又は出席が必要な場合

(2)「疾病」のための欠席等とは、病気や怪我による療養、通院、入院による欠席等をいう。

(3)「育児、看護、介護」（以下「育児等」という。）のための欠席等については、主として議員の家族に対する育児等による欠席等をいう。

ただし、必ずしも家族だけに限るものではなく、その実情に応じて欠席等の事由がやむを得ないものとして、議員の会議等への出席義務に優先するものかどうかは、個別に判断する。

(4)「配偶者の出産補助」のための欠席等については、議員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）が出産する場合の入退院、出産の付添等による欠席等とする。

(5)「その他のやむを得ない事由」とは、(1)～(4)以外の事由により欠席等する場合で、その事由がやむを得ないものとして認められる場合をいう。

この場合は、その事由が議員の会議等への出席義務に優先するものかどうかを個別に判断する。

【想定される事例】

- ・ 忌引き
- ・ 災害
- ・ 交通途絶 等

← ・ どこまで詳細に規定するか。
・ 会議等の予定よりも先に決まっていた視察や研修等をどう考えるか。

【認められない事由】

- ・ 所用のため
- ・ 家事都合
- ・ 一身上の都合

2 欠席等の日数及び欠席等の期間の運用について

(1) 欠席等の日数については、議員の会議等への出席義務に優先される必要最小限度の日数とし、事案に即して個別に判断する。

(2) 産前産後の欠席の期間の運用について、会議規則第 2 条第 2 項及び委員会条例第 14 条第 2 項の規定は、議員が出産のために会議等を欠席するとき、産前 6 週間、産後 8 週間を欠席期間の上限として設けたものであるため、本人の意思により、この期間未満の範囲を定めて欠席することができる。

また、議員の意思により、分割して取得することができる。

出産の当日は、産前の期間内に含める。

出産が予定日より早かった場合、産前の残期間を産後に繰り越すことはできない。

出産が予定日より遅れ、産前の欠席期間の 6 週間を超えた場合は、再度欠席届を提出し、超えた期間についても産前休暇として扱う。

(3) 疾病のための欠席等が長期に及ぶ場合又は出産のために欠席する場合は、医師の診断書や出産予定日証明書等の欠席等の期間を明らかにできる書類を議長に提出することとする。

3 欠席等の期間中の議員活動について

(1) いずれの事由においても、欠席期間中の行為が、欠席事由の趣旨に照らし、市民の議会に対する批判を招き、また、議会に対する信頼を損なうことがあってはならない。

~~特に、長期に及ぶ産前産後の欠席期間を設ける趣旨は、女性議員が安心して出産し、産後の健康を母子ともに保持できる環境を整備することにあるため、産前産後の欠席期間中の議員活動やその他の行為は、その趣旨に沿ったものであることが求められる。~~ 例えば、本会議等を欠席する一方、現地視察、**研修受講**、所属政党の会議や後援会活動への参加、街頭演説などを行うことは、欠席に係る制度の必要性や信頼性を損ねることにつながりかねないため、その必要性等を十分吟味するとともに、市民の批判を招くものとならないか深慮して慎重に行うこととする。

(2) 委員会及び会議規則第 107 条に規定する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）については、議員は、1 に定める事由により開会場所に参集することが困難である場合は、オンラインによる方法で出席することができる。（会議規則第 108 条、委員会条例第 12 条の 2、オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項）

4 欠席期間中の議員報酬について

長期欠席議員の議員報酬等については、浜田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例による。

5 その他

- (1) 協議等の場や、議員又は委員として派遣される案件を欠席等する場合も、この申し合わせによるものとする。
- (2) この申し合わせに定めるもののほか、会議規則第2条及び委員会条例第14条に規定する会議等の欠席等の事由に関することについて定めのない事項については、議会運営委員会で協議し決定する。

○浜田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

平成25年9月27日条例第33号

改正 令和元年12月18日条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の負託を受け、市民の代表として議会活動を行う浜田市議会議員（以下「議員」という。）の責務に鑑み、議員が会議等を長期間欠席し、又は議会への市民の信頼に反した場合における議員報酬及び期末手当の支給に関し、浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年浜田市条例第36号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議等 浜田市議会会議規則（平成17年浜田市議会規則第1号）に規定する会議、議員の派遣及び協議又は調整を行うための場並びに浜田市議会委員会条例（平成17年浜田市条例第306号）に規定する常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び委員の派遣をいう。
- (2) 公務上の災害等 浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年浜田市条例第48号）に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が一の任期中において、公務上の災害等その他議長が相当と認める理由以外の理由により、一の定例会議（浜田市議会の会期等に関する条例（平成30年浜田市条例第34号）第2条に定める定例日を初日として開く会議をいう。以下同じ。）の初日からその次の定例会議の最終日（以下「2回目の定例会議最終日」という。）までの間の全ての会議等を欠席したときは、当該議員の議員報酬の月額は、議員報酬条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額に、当該議員が欠席した2回目の定例会最終日の属する月の翌月から起算して、次の表の左欄に掲げる当該議員が引き続き欠席している期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

議員が引き続き欠席している期間の区分	割合
1年を経過するまで	100分の80

2 前項の規定による議員報酬の減額は、当該議員が欠席した2回目の定例会議最終日の次に会議等に出席した日の属する月までの議員報酬について適用する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日又は12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）において、前条第1項の規定により議員報酬が減額されている議員の当該基準日に係る期末手当の額は、議員報酬条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額に当該議員の議員報酬に適用されている前条第1項の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(議員報酬の支給停止)

第5条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたとき（当該議員が議員の資格を有する前に当該処分を受け、それが継続しているときを含む。）は、当該議員の議員報酬は、議員報酬条例第3条の規定にかかわらず、当該処分を受けた日（当該議員が議員の資格を有する前に当該処分を受け、それが継続しているときは、その資格を有した日。以下この項において同じ。）から当該処分を解かれた（保釈による場合を除く。）日までその月の現日数を基礎として日割りにより計算し、当該処分を受けた日の属する月からその支給を停止する。

2 前項の規定により議員報酬の支給を停止する場合において、その月の議員報酬の支給日が差し迫っていることにより当該支給を停止することができないとき、又は既にその月の議員報酬が支給されているときは、翌月以降の議員報酬又は期末手当から当該支給を停止すべき額を控除するものとする。ただし、議員の辞職その他の理由により翌月以降の議員報酬又は期末手当から当該支給を停止すべき額を控除することができないときは、当該控除することができないことにより生じた過払金の返還を求めないものとする。

(期末手当の支給停止)

第6条 基準日において、前条第1項の規定により議員報酬の支給が停止されている議員の当該基準日に係る期末手当は、議員報酬条例第4条の規定にかかわらず、その支給を停止する。

(停止している議員報酬及び期末手当の支給)

第7条 第5条第1項又は前条の規定により支給を停止している議員報酬及び期末手当は、当該支給の停止の理由となった刑事事件につき公訴を提起し

ない処分があったとき、又は当該支給の停止の理由となった刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。以下この条において同じ。）が確定したときは、その処分又は無罪判決が確定した日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給する。当該議員が辞職等によりその資格を失っているときも、また同様とする。

（停止している議員報酬及び期末手当の不支給）

第8条 第5条第1項又は第6条の規定により支給を停止している議員報酬及び期末手当は、当該支給の停止の理由となった刑事事件につき有罪判決が確定したときは、議員報酬条例第2条から第4条までの規定にかかわらず、支給しない。

（期末手当の不支給）

第9条 基準日以前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬の不支給があった議員の当該基準日に係る期末手当は、議員報酬条例第4条の規定にかかわらず、支給しない。

（その他）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

浜田市議会オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項

(令和4年6月30日 議会運営委員会決定)

1. オンラインによる方法を可能とする会議

- ①常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
- ②全員協議会、政策討論会幹事会、政策討論会
- ③災害等対策支援本部会議、その他協議

2. オンラインによる方法での会議の開会

次に掲げる場合にオンライン会議を開催することができる。

- ①自然災害等の発生、重大な感染症の流行等により、開会する場所へ議員を参集することが困難であると議長または委員長（以下、「委員長等」という）が認めるとき。
- ②議員が以下のやむを得ない事由により、会議への出席が困難であると委員長が認めるとき。

【公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由】

3. オンラインによる方法での会議参加の届出

上記の事由によりオンラインによる方法での出席を希望する議員は、原則として、会議開催日の前日（市の休日にあたる場合は、その前日）の午前10時までに、オンライン出席とする理由及び参加する場所を明らかにして議会事務局へ届け出る。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

4. 委員長等の参集

オンライン会議を開会する場合は、委員長等は、円滑な議事運営を確保する観点から、議会事務局職員が同席する場に参集する。なお、委員会の場合は、副委員長も参集する。

5. 説明員の出席

委員会条例第25条による説明員は、委員長等と同一の場所に参集してオンライン会議に出席する。

6. オンラインによる出席の確認

議員は、あらかじめ付与されたユーザーID及びパスワードによりオンライン会議に出席することができる。また、会議出席中は、原則音声を遮断する。

委員長等は、開会前にオンライン出席議員の映像及び音声が正常なものかを確認する。開会前までに確認ができない場合、当該議員は欠席とみなす。

7. オンライン出席議員の発言

オンライン出席議員が発言する場合は、タブレット画面上に映るように挙手する。委員長等による指名後、発言する議員自身が音声の遮断を解除し、発言する。また、発言終了後は、音声を遮断する。

8. オンライン出席議員の離席

オンライン出席議員は、みだりに離席（各タブレットの画面上に映らないことをいう。）しない。離席する場合は、タブレット画面上に映るように挙手し、委員長等に申し出る。

9. オンライン出席議員の除斥

委員長等の指示により、オンライン出席議員が除斥となる場合は、オンライン会議から退出する。

除斥が必要な案件の審査・調査が終了したときは、委員長等の指示により事務局職員が、除斥となった議員へ連絡し、再度オンライン会議へ参加する。

10. 委員外議員の出席と発言

委員会が説明または意見を求めた委員外議員がオンライン会議に出席する場合は、項目3と同期日までに、オンライン出席とする理由及び参加する場所を明らかにして議会事務局へ届け出る。

委員外議員の出席の確認は、項目6を準用する。

委員外議員が発言する場合は、委員外議員自身が音声の遮断を解除し、発言する。また、発言終了後は、自身で音声を遮断する。

委員外議員は、発言に係る議題が全て終了したときは、オンライン会議から退出する。

なお、委員外議員が出席して発言の申出をする場合も、上記期日までに委員長に申し出て、委員会で許可された場合、オンラインで出席することができる。この場合、発言の申出は報告事項のみで1人1項目とし、質疑は3回までとする（平時と同様）。

この場合の運用は、以下のとおり。

- ①委員会での許可後、会議を中断
- ②事務局職員が委員外議員にユーザーID及びパスワードを送付
- ③委員外議員の接続確認後、会議を再開
- ④当該議題終了後、委員外議員はオンライン会議から退出

11. 公述人及び参考人の出席と発言

公述人及び参考人がオンライン会議に出席する場合は、項目3と同期日までに、オンライン出席とする理由及び参加する場所を明らかにして議会事務局へ届け出る。

公述人及び参考人の出席の確認は、項目6を準用する。

公述人及び参考人が発言する場合は、事務局職員が音声の遮断を解除する。また、発言終了後は、事務局職員が音声を遮断する。

公述人及び参考人は、発言に係る議題が全て終了したときは、オンライン会議から退出する。

12. 紹介議員の出席と発言

委員会が説明または意見を求めた紹介議員がオンライン会議に出席する場合は、項目3と同期日までに、オンライン出席とする理由及び参加する場所を明らかにして議会事務局へ届け出る。

紹介議員の出席の確認は、項目6を準用する。

紹介議員が発言する場合は、紹介議員自身が音声の遮断を解除し、発言する。また、発言終了後は、自身で音声を遮断する。

紹介議員は、発言に係る議題が全て終了したときは、オンライン会議から退出する。

13. 動議

オンライン出席議員は、会議規則に定める動議を提出することができる。

オンライン出席議員が口頭もしくは文書による動議を提出する場合は、タブレット画面上に映るように挙手する。

オンライン出席議員が文書による動議を提出する場合は、その文書のデータを議会事務局に送信しなければならない。

14. 表決及び選挙

- ・表決は、オンライン出席議員の可否と会議の開催場所に参加している議員の可否を合算し、多少を認定して行う。
- ・指名推選による選挙は、オンライン会議で実施することができる。

15. 傍聴

オンラインによる傍聴は、YouTube による録画配信を行っているため、原則として行わず、会議の開催場所での傍聴のみとする。

16. 注意事項

オンライン出席議員等は以下の事項に注意し、オンライン会議に参加する。

- ①現にいる場所にオンライン会議出席者等以外の者を入れないよう努めること
- ②会議に関係のない映像や音声が入り込まないように努めること
- ③節度ある服装でオンライン会議に参加すること

17. 秩序保持に関する措置

オンライン出席議員等が、「16. 注意事項」を遵守しない場合や会議の秩序を乱す場合など委員長等の命令に従わない場合は、委員長等は、オンライン出席議員等を会議から退出させることができる。

18. 議会事務局の役割

議会事務局は、オンライン会議においてホストとなり、委員長等を補佐する。

19. その他

- (1) この申し合わせにない事項については、その都度議長が決定する。
- (2) この申し合わせの内容は、令和4年6月30日から適用する。

令和 年 月 日

浜田市議会議長[〇〇委員長]

様

浜田市議会議員 〇〇 〇〇

オンライン会議出席届

浜田市議会オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項に基づき、〇月〇日の会議には、次の理由によりオンラインでの出席を希望します。

理 由

参加場所